

第 1026 回 高知市教育委員会 10 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 10 月 31 日(金)

2 委員長開会宣言

3 議 事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 49 号 高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について

日程第 3 市教委第 50 号 高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 51 号 高知市立公民館条例施行規則の一部改正について

日程第 5 市教委第 52 号 高知市少年補導センター専門補導員の設置に関する規則の制定について

報 告

「高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業」の経過と今後のスケジュールについて

4 委員長閉会宣言

5 出席者

|         |                |         |
|---------|----------------|---------|
| (1) 委 員 | 1 番委員          | 澤 田 智 恵 |
|         | 2 番委員          | 溝 渕 悦 子 |
|         | 3 番委員          | 西 山 彰 一 |
|         | 4 番委員          | 山 本 和 正 |
|         | 5 番委員          | 松 原 和 廣 |
| (2) 事務局 | 教育次長           | 岡 村 修   |
|         | 教育次長           | 舩 田 郁 男 |
|         | 総務課長           | 弘 田 充 秋 |
|         | 学校教育課長         | 片 岡 正 樹 |
|         | 学事課長           | 佐々木 正 彦 |
|         | 生涯学習課長         | 大 崎 徹 三 |
|         | 少年補導センター所長     | 田 所 和 仁 |
|         | 総務課長補佐         | 山 本 正 篤 |
|         | 学校教育課学校教育班長    | 松 下 整   |
|         | 教育研究所特別支援教育班班長 | 杉 本 一 幸 |
|         | 総務課総務係長        | 小 田 優   |
|         | 総務課総務係主査       | 岡 宗 裕 美 |

1 平成 20 年 10 月 31 日(火) 午後 3 時～午後 3 時 17 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

**開 会 午後 3 時**

**澤田委員長**

ただいまから、第 1026 回高知市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

日程第 2 市教委第 49 号「高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

**総務課長**

総務課長の弘田です。それでは、「高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について」の説明をさせていただきます。

先月 12 日の臨時会の際に、市長の職務代理者や水道事業管理者の職務代理者については、規則、規程で職務代理者の順位等が定められて市民に周知されていることから、教育長の職務代理者についてあらかじめ定めおくことが望ましいと考えますので、改めて規定の整備について委員会にお諮りしたいと説明させていただいておりました。本日は、その規則案についてお諮りするものでございます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。この第 2 条に教育長の職務代理者を教育次長とし、その順位はこれまでの対応のとおり教育次長職の在職期間の長い者を第 1 順位とするものでございます。

なお、第 2 条第 2 項に規定していますのは、教育次長職の在職期間が同じ場合についてでございますが、教育委員会事務局、教育機関の組織及び事務分掌、予算の調製並びに事務局、教育機関の連絡調整の事務を担当します担当教育次長を第 1 順位とするものでございます。その次長職については、高知市教育次長担任意務に関する規則第 3 条第 2 号において、社会教育関係担当次長が総務課を所管すると規定されておりますので、社会教育関係担当次長を第 1 順位としたいものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

**澤田委員長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 49 号「高知市教育委員会教育長の職務代理者に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 49 号は、原案のとおり決しました。

続いて、日程第 3 市教委第 50 号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

**学事課長**

学事課長の佐々木です。「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」のご

説明をさせていただきます。

今回の改正は、平成 20 年 11 月 23 日実施の潮江西部地区の住居表示に伴い、潮江小学校の通学区域の表示を改正するものでございます。

議案書の 6 ページの新旧対照表をご覧ください。上から 2 行目から 3 行目にかけて記載のある「棧橋通三丁目 26 番から 34 番まで」を「棧橋通三丁目 26 番から 36 番まで」と改正するものです。これは、現在の 26 番から 34 番までの区域が 36 番まで増えるということですが、実際に校区の線引きが変更になるものではございません。

以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 50 号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 50 号は、原案のとおり決しました。

日程第 4 市教委第 51 号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

#### 生涯学習課長

生涯学習課長の大崎でございます。「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

この改正の趣旨でございますが、7 ページにありますように、平成 21 年度から公募によって高知市文化プラザの指定管理者を指定することに伴い、指定管理者が行う業務の一部を変更することとしたため、高知市立公民館条例を改正し、同条例施行規則についても所要の改正を行うものでございます。

その内容でございますが、これまで指定管理者が行っておりました中央公民館の施設又は設備の使用許可に関する業務、つまり中央公民館の貸館に関する業務ですが、それを指定管理者が行う業務の範囲から除くことに伴いまして、公民館条例中にある貸館の条項を削除し、議案書 9 ページに同条例施行規則の新旧対照表がございますが、指定管理者を指定した場合の取り扱いに関する条項である第 24 条の 2 を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 51 号「高知市立公民館条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 51 号は、原案のとおり決しました。

日程第 5 市教委第 52 号「高知市少年補導センター専門補導員の設置に関する規則の制定について」を議

題とします。事務局の説明を求めます。

#### 少年補導センター所長

少年補導センター所長の田所でございます。「高知市少年補導センター専門補導員の設置に関する規則の制定について」のご説明をいたします。

専門補導員につきましては、以前警察職員を常駐させておりましたが、平成4年4月1日から派遣が中止になり、平成5年4月1日警察OB2名を専門補導員として配置いたしました。平成9年4月1日から県費で配置した専門補導員が引き揚げとなりましたことから、市費で専門補導員を配置しております。

その専門補導員は、就業要綱のみ定め、採用や休職、休暇に関する規定がなかったため、今回規則として制定するものです。

そして、身分、服務、職務期間、解嘱、業務基準を定めまして、別紙の就業要綱案のとおり休暇を追加し、勤務時間の整理、出張、研修、健康診断等を規定するものでございます。

以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 溝渕委員

この専門補導員は何名いらっしゃるのですか。

#### 少年補導センター所長

現在は1名でございます。

#### 溝渕委員

規則には、人数の規定はないのですか、何人以内だとか。

#### 少年補導センター所長

平成4年からは2名配置しておまして、県費のほうが引き揚げになりましたので、現在は市費で1名でございます。

#### 溝渕委員

これからも1名でやるということですか。

#### 少年補導センター所長

今後も、1名は県のほうに要求していきます。

ただ、規則上には人数の設定はございません。

#### 澤田委員長

ほかにございませんか。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第52号「高知市少年補導センター専門補導員の設置に関する規則の制定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第52号は、原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項に移ります。

『高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業』の経過と今後のスケジュールについて、事務局の説明を求めます。

## 学事課長

学事課長の佐々木です。「『高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業』の経過と今後のスケジュールについて」の説明をさせていただきます。

9月の定例教育委員会以降の動きについてです。10月に入りまして、委員11名を委嘱しまして第1回高知市学校給食調理業務民間委託業者選定委員会を開催いたしまして、ここで募集要項等を最終的に決定いたしました。

そして、10月10日に募集要項、仕様書、様式集、高知市学校給食衛生管理基準等、応募書類の一式を高知市ウェブサイト公開いたしました。そのうちに応募事業者の資格要件を5点ほど入れてございますけれども、要件につきましては、次の5点を示しております。

まず、1番目として「法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること」、2番目として「これまでに学校給食の受託実績を2年以上有している者、かつ、現在も継続して業務を実施していること」ということで、保護者から衛生管理に関する不安が多く出されたので要件としたものでございます。3番目に「応募事業者は、四国内に本社、支社等を本委託事業の受託開始までに有し、緊急時に迅速に対応できるような体制とすること」ということで、できるだけ短時間に対応できるような体制が必要と考えここに入れました。4番目に補償の問題なのですが、「製造物責任(P.L)法に基づく生産物賠償責任保険に加入していること」ということを要件としました。5番目に「委託事業者は、契約締結時点で①、②及び④の要件を満たす履行保証人を確保すること」ということで、もし受託会社が給食を提供できなくなったときに、それを代替で提供できる事業者を確保することを明記しております。以上のようなことを、10月10日に公開いたしました。

10月18日の土曜日に、潮江東小学校におきまして現地説明会を行いました。給食室を実際に見ていただいて、質問を受けながら案内しました。その後場所をたかじょう庁舎に移しまして、募集要項等に関する説明会を開催しました。この説明会には、県外4社、県内1社が参加しています。

なお、この説明会の参加は、応募する事業者の必須としていましたので、応募事業者はこの5社以内になると考えております。

今後のスケジュールでございますが、応募書類の提出を今月28日から11月4日までの間で受け付けます。その後、資格審査及び第1次審査に関する結果の通知を11月10日に行い、それを受け第2次審査ということでプレゼンテーション及びヒアリング審査を11月25日に行う予定でございます。そこで得点の高いところを優先交渉権者とし、教育委員会への報告と、結果の通知の後、12月には受託事業者を決定し契約したいと考えております。

現在、応募書類の受付期間となっておりますが、今のところその5社からの提出はありません。

以上でございます。

## 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

## 溝渕委員

履行保証人というのは、何を保証するのですか。

## 学事課長

契約した事業者が、何らかの事情で給食調理業務の提供ができなくなったときに、それを代替して提供できる事業者を準備させるものです。

## 溝渕委員

応募要件の①から④までの資格を持っている履行保証人が必要ということですか。

**学事課長**

さようございます。

**溝渕委員**

それから⑤に「委託」とあるのは、「受託」の誤りですね。

**学事課長**

おっしゃるとおりです。申し訳ありません。

**澤田委員長**

ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

**閉 会 午後3時17分**